一宮市 100 周年パートナー制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「いちのみや市100周年」記念事業基本方針の趣旨に賛同する企業、その他の団体 (以下「企業等」という。)が、100周年記念事業に協賛を行う際に必要な事項を定めるものです。

(協賛)

- **第2条** この要綱において、協賛とは、企業等が、いちのみや市 100 周年実行委員会(以下「実行委員会」という。)が実施する事業に対して、次の金銭の供与(以下「協賛金」という。)を行うことを言います。
 - (1) 別表1 (A-1 から B-2 まで) に掲げる、事業を指定して行う協賛金
 - (2) 別表1 (C-1) による事業を指定しない協賛金、または(1) 以外の事業を指定した協賛金
- 2 実行委員会は、前項の協賛を行った企業等に対し、同表の区分により特典を付与します。

(パートナー呼称等の付与)

- 第3条 実行委員会は、前条の協賛を行った企業等に対し、その協賛金の合算の金額に応じ、別表2の 区分により、パートナーの称号及び特典を付与します。
- 2 前項の区分を適用する際には、実行委員会の協賛金のほか、企業等が一宮市に寄付を行い、かつ使 途を 100 周年記念事業に指定したものがあるときは、これを合算して取り扱います。

(募集期間)

第4条 募集期間は、令和3年3月31日までです。ただし、状況に応じて募集期間を延長することがあります。

(協賛の申込等)

- **第5条** 協賛をお申し出いただける企業等(以下「協賛者」という。)は、あらかじめ記念事業への協賛申込書(以下「申込書」という。)を実行委員会会長(以下「会長」という。)に提出していただきます。
- 2 会長は、申込書の提出があった場合、第7条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、 協賛者に対し記念事業の協賛申込受理書(以下「受理書」という。)により受理した旨を通知します。

(振込および受納等)

- 第6条 協賛者が受理書を受けたときは、令和3年5月31日までに、実行委員会が指定する金融機関に 協賛金を一括して納付していただきます。
- 2 実行委員会が申込者から協賛金を受領したときは、協賛受領書を発行します。

(申込の不受理等)

第7条 会長は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申 込者に対しその旨通知します。

- (1)特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は記念事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 記念事業について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
- (5) その他会長が不適当と判断する者
- 2 会長は、第5条第2項により協賛者に対して受理書を送付した後に、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知します。

付 則

この要綱は、令和2年12月7日から施行します。

別表1

協賛No.	内容	実施時期	協賛金(1口)	募集数	特典		
A-1	ウォークラリースポンサー (中心市街地)	R3.5					
A-2	ウォークラリースポンサー (尾西地区)	R3.6			①チラシ 各コース3,000枚	ウェークニリーの生物次計やウェークニリーではミロフに切隷者の	
A-3	ウォークラリースポンサー (木曽川地区)	R3.7	10万円	各コース5口	②ポスタ ー 各コース100枚	ウォークラリーの告知資材やウォークラリーで使う冊子に協賛。 名称等を掲載します。	
A-4	ウォークラリースポンサー (せんい団地)	R3.8			③冊 子 各コース1,000冊		
A-5	ウォークラリースポンサー (138タワーパーク)	R3.9					
A-6	ウォークラリースポンサー (冊子での店舗紹介)	R3.5~ (コースごと)	1万円	各コース10口 (1店舗1口)	各コース 冊子1,000冊分	ウォークラリーで使う冊子の中で店舗を紹介します。(個人店に限ります。)	
A-7	ウォークラリースポンサー (参加賞)	R3.5~ (コースごと)	10万円	各コース2口	各コ ー ス 1,000個	ウォークラリーの参加賞に協賛者の名称等を表示します。	
B-1	バックパネルスポンサー	R3.4~10	12万円	3□	1枚(6か所)	記者会見用バックパネルに協賛者の名称等を表示します。	
B-2	まちなかスポンサー	R3.5~10 のうち1か月間	50万円	5□	120枚	市内に掲げるバナーフラッグに協賛者の名称等を表示します。 例 銀座通り(120枚)	
		R3.5~10 のうち1か月間	25万円	5□	100枚	市内に掲げるのぼり旗に協賛者の名称等を表示します。	
C-1	一般スポンサー(法人、団体)	R3.4~	1万円~		_	各種ポスターやパンフレット等に企業名等を掲載します。(掲載場所 や数量は相談の上決定します。)	

[※]応募期間は令和3年3月31日まで。(協賛金の納入は令和3年5月31日まで)

別表2

協賛金区分	500万円以上	100万円以上 500万円未満	50万円以上 100万円未満	10万円以上 50万円未満	1万円以上 10万円未満			
呼称名	一宮市100周年 ダイヤモンドパ ー トナー	一宮市100周年 プラチナパ ー トナー	一宮市100周年 ゴールドパートナー	一宮市100周年 シルバーパートナー	一宮市100周年 パートナー			
特典	・ウェブサイト及び記念誌への 企業名等表示(特大) ・ウェブサイト及び記念誌への 企業名等表示(大)		・ウェブサイト及び記念誌への 企業名等表示(中)	・ウェブサイト及び記念誌への 企業名等表示(小)	・ウェブサイト及び記念誌への 企業名等表示(小)			
	·認定証贈呈 ·認定証贈呈		・認定証贈呈	・認定証贈呈				
	·記念品贈呈 ·記念品贈呈		・記念品贈呈					
	・ 各呼称名の使用							
	・ 100周年特設ウェブサイトから協賛者のウェブサイトへのリンクの設定							
	・ 100周年記念事業の記録誌への協賛者の名称等の掲載							
	・・その他実行委員会が定めること							

※使途を「100周年記念事業」に指定して市に寄付を行った法人等も同等の特典を付与します。